105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果		
居宅療養管理指導（Ⅰ）	（１）単一建物居住者１人に対して行う場合	□	あり	医師・歯科医師・管理栄養士・医療機関の薬剤師…月２回限度 歯科衛生士…月４回限度 薬局の薬剤師…月４回限度（がん末期・中心静脈栄養患者の場合は月８回限度）
	（２）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	□	あり	
	（１）及び（２）以外の場合	□	あり	
（医師が行う場合） 居宅療養管理指導（Ⅱ）	医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定	□	該当	月２回限度
	（１）単一建物居住者１人に対して行う場合	□	あり	
	（２）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	□	あり	
	（１）及び（２）以外の場合	□	あり	
（管理栄養士が行う場合） 居宅療養管理指導（Ⅱ）	当該事業所以外の医療機関、介護保険施設又は日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携による確保した栄養士が指導を実施	□	該当	
	（１）単一建物居住者１人に対して行う場合	□	あり	月２回限度
	（２）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	□	あり	
	（１）及び（２）以外の場合	□	あり	
（薬剤師が行う場合） 麻薬管理指導加算	疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている利用者に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	□	実施	
	薬は厚生労働大臣が定める特別な薬剤であることの確認	□	実施	麻薬及び向精神薬取締法第２条第一号に規定する麻薬
（薬局の薬剤師が行う場合） 情報通信機器を用いて行う場合	情報通信機器を用いた服薬指導	□	実施	月１回限度
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	□	該当	
	１月当たりの延べ訪問回数が５０回以下	□	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	□	該当	